## 9-4 労働安全衛生法の構成

## 労働安全衛生法の構成

労働安全衛生法の構成は、全123か条。刑罰(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ~50万円以下の罰金)をもって履行を強制する行政刑罰法規です。行為者を処罰するほ か法人に対しても罰金刑を科す「両罰規定」に特徴があります。最近では、平成18年4 月1日施行の大幅改正が行われました。

(\*) 労働安全衛生法は、本法のもとに、政令(労働安全衛生法施行令)および省令(労働安全衛生規則、ポイラ則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、給則、四給則、特化則、高圧則、電離則、酷欠則、事務所則、特じん則等)、告示、指針等から構成されている。

労働安全衛生法 の構成

1~12章

全123条

第1章 総則(1~5条)

第2章 労働災害防止計画(6~9条)

第3章 安全衛生管理体制(10~19の3)

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(20~36条)

第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制(37~58条)

第6章 労働者の就業に当たっての措置(59~63条)

第7章 健康の保持増進のための措置(64~71条)

第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置(71の2~71の4)

第8章 免許等(72~77条)

第9章 安全衛生改善計画等(78~87条)

第10章 監督等(88~100条)

第11章 雑則(101~115条)

第12章 罰則(115の2~123条)

## 労働安全衛生法の構成

労働安全衛生法の構成は、全123 ケ条。刑罰(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金~50万円以下の罰金)をもって履行を強制する行政刑罰法規である。行為者を処罰するほか法人に対しても罰金刑を科す「両罰規定」に特徴がある。

同法は、本法のもとに、政令(労働安全衛生法施行令)および省令(労働安 全衛生規則、ボイラ則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、鉛則、四鉛則、特 化則、高圧則、電離則、酸欠則、事務所則、粉じん則等)、告示、指針等から 構成されている。

## 改正の経緯

昭和22年制定された労働基準法は、第5章に「安全及び衛生」を設けていた。 労働安全衛生法は、この労働基準法第5章を母体に、労働災害防止団体等に 関する法律の「労働災害防止計画」及び「特別規制」を統合するほか、新たな 規制分野も加えて、昭和47年4月25日(衆議院)、同6月2日(参議院)にお いて、全会一致で可決成立を見ている。